

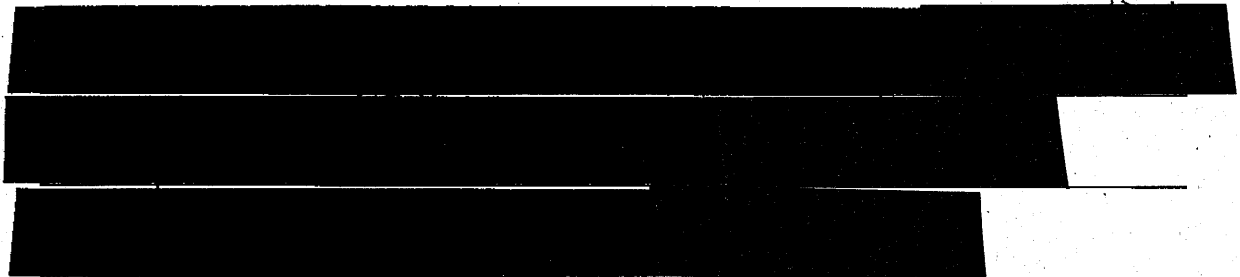
公 告

このたび、福山市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業 鞆路池地区）の事業施行申請にあたり、土地改良事業計画の概要を定めて福山市長と協議したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は令和8年11月18日までに申請人へ意見書を提出されたい。

令和8年10月29日

事業申請人



1 縦覧期間

令和8年10月29日から令和8年11月18日まで

2 縦覧場所

福山市役所 建設局 土木部 農林整備課（ウェブサイト）

福山市役所 建設局 土木部 沼隈建設産業課（事務室）

3 意見書の提出先等

（1）意見書の提出先

郵便 〒

県営土地改良事業申請人代表

（2）意見書の提出期限

令和8年11月18日

（3）意見書の提出に係る注意事項

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があります。ため、お尋ねするものです。
- ③ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。
- ⑤ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、福山市役所建設局土木部沼隈建設産業課までお問い合わせください。